

(電子定款の復代理 司法書士・行政書士→事務所職員等)

委任状

代理人・住所
氏名

私は、上記の者を代理人と定め、次の一切の権限を委任する。

- 1 さいたま地方法務局所属公証人 に対して、会社設立のため、定款作成代理人の電子署名を自認し、電子定款認証の請求及び電子定款受領に関する一切の件
- 2 電磁的記録の保存、同一情報の提供(謄本)の交付請求及び受領の件
- 3 申告受理及び認証証明書の申請及び同証明書の受領に関する一切の権限

令和 年 月 日

委任者・住所
氏名

実印

実印・捨印

注1 委任者である司法書士等の実印(書士法人の場合は法人の実印)を押印のこと

注 電子委任状は電子署名すること

注2 委任者である司法書士等の印鑑証明書(書士法人の場合は法人の印鑑証明書)を提出すること

注 電子委任状は提出不要

注3 代理人は、運転免許証、マイナンバーカード、印鑑証明書のいずれかを持参すること(ただし、面識登録されている代理人は不要)